

事業者及び離島に お住まいの個人の皆様

# 補助金のご案内



#### 経費の一部を助成します

- ○電気自動車等の充電設備(急速充電設備·普通充電設備·V2H)
- 〇自家消費型太陽光発電設備·蓄電池
- ○省エネルギー設備・省エネ診断等
- ○離島における電気自動車等

# A事業 電気自動車等の充電設備整備事業 A事業は国の補助金との併用も可能です。

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて充電設備の導入を促進することを目的として、県内の事業者の方等が行う充電設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

#### 【補助対象】

急速充電設備、普通充電設備、V2H放充電設備 設置費用(機器本体及び工事費用)の一部

# B事業 自立・分散型エネルギー設備導入支援事業

産業構造・社会構造改革をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に対して経費の一部を助成します。 【補助対象】

自家消費型太陽光発電設備、蓄電池(太陽光発電設備の設置と同時のみ)設置費用の一部

### C事業 省工ネ設備等導入支援事業

中小企業の省エネルギー対策を推進することを目的として、県内の中小企業者の方等が行う省エネルギーに資する設備等の導入および省エネ診断等の受診費用に対して経費の一部を助成します。

#### 【補助対象】

## D事業 離島における電気自動車等購入支援事業

鹿児島県の 離島を対象

離島において電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を購入する経費を助成します。 【補助対象】

電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHEV)であって、乗車定員が4人以上の新車

### 応募締め切り

# 令和6年11月29日(金)(D事業は令和7年1月15日)

※先着順 予算がなくなり次第終了します。

# 申請方法など詳しくは・・・ WEBページをご覧ください https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/



交付窓口(お問い合わせ、書類等の発送などは下記まで)

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1丁目1番地5 TEL099-202-0128

E-mail hojyo@kagoshima-env.or.jp

【受付時間】月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30~17:00(12:00~13:00を除く)



應児島県 KCCCA

#### A~D事業については令和7年1月15日(水)までに事業完了後の実績報告を提出することが必要です。

●A事業:電気自動車等の充電設備整備事業 【事業者を対象。V2Hは離島にお住まいの個人も対象】

補助対象経費		国補助 注1	補助率	
			設備購入費	設備工事費(付帯設備工事 費その他に係る費用を含む)
給油所への充電設備設置費用	急速充電	あり	補助対象外	補助対象外
	設備	なし	2分の1以内 注2	2分の1以内 注2
	普通充電 設備等	あり	補助事業なし	補助事業なし
		なし	2分の1以内	2分の1以内
商業施設、宿泊施設等への充電設備設置費用 マンション等への充電設備設置費用 事務所・工場等への充電設備設置費用 月極駐車場への充電設備設置費用	急速充電	あり	4分の1以内 注3	補助対象外
	設備	なし	2分の1以内 注4	2分の1以内 注4
	普通充電 設備等	あり	4分の1以内	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内
V2H充放電設備設置費用		あり	4分の1以内	補助対象外
		なし	補助対象外	補助対象外
V2H充放電設備設置費用(離島注5の個人)		あり	4分の1以内	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内

- 注1「国補助」とは、経済産業省が交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金のことです。
- 注2 定格出力50kW以上の急速充電設備を対象とする。
- 注3「国補助」の定額(1分の1以内)のものは対象外です。
- 注4 従業員駐車場、社有車駐車場に限って対象とする。
- 注5 離島とは離島振興法第2条第1項の地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条の区域を指します。

#### ●B事業: 自立·分散型エネルギー設備導入支援事業 【中小企業者等を対象】

補助対象設備	補助要件	補助率(上限)
自家消費型太陽光発電設備	<b>工市建</b>	5万円/kW 注6 (上限 100kW)
蓄電池 (上記の太陽光発電設備と同時設置の 場合に限る)	工事費 設備費 業務費	蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 注7 「上限 4,800Ah・セル相当のkWh未満の電池:5.1万円/kWh 上限 4,800Ah・セル相当のkWh以上の電池:6.3万円/kWh しただし、87万円を超えた場合は、87万円を交付額とする。

- 注6 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い方の値(小数点以下切り捨て)に乗じて算出。
- 注7 蓄電池容量(定格容量)(小数点以下切り捨て)を用いて算出。

#### ●C事業:省エネ設備導入支援事業 【中小企業者等を対象】

補助対象設備	区分		補助率	補助上限額
省エネ設備等の購入及び設置工事に要する経費、その 他協会が特に必要と認める	置工事に要する経費、その	環境マネジメントシステムの認 証・登録を受けている事業所	2分の1以内	300万円
経費	上記以外の事業所	2分の1以内	200万円	
省エネ診断等の実施に要する経費注8	省エネ診断等(再エネ提案含む)		2分の1以内	7万5千円

注8 エネルギー利用最適化診断等事業、地域プラットフォーム構築事業(省エネお助け隊),省エネルギー診断拡充事業で省エネ診断を実施 した場合は補助対象外。

●D事業:離島における電気自動車等購入支援事業 【離島における事業者及び個人を対象】

補助対象となる車両	補助の対象となる人	補助金額
・電気自動車(EV)又はプラグインハイブ リッド自動車(PHEV)であって、乗車定員 が4人以上の新車 ・車両の新規登録(新規検査届出日)が令 和6年3月1日以降のもの	県内の離島注5に住所を有する個人及び事務所又は営業所を有する法人 上記の個人又は法人に4年以上のリースを行う リース事業者	20万円/台 個人は1台、法人は2台まで

#### 各事業は上記以外の要件があります。詳細は表面記載の WEB ページから 「交付要綱」「補助事業の手引き」をご確認ください。



